

宿場町と助郷村との関係

佐々木 清 治

一 はじめに

近世交通制度上、宿駅を中心として人馬継立機能に関係をもつ地域を対象とし、具体的にはその地域を構成する一般村落を基盤として、その上に展開する宿場町と助郷村の発達変貌の状態を説明していくこととする。そこでまず、地域の選定理由について一言しておく、筆者はここ数年来、東海道駿河路の宿場町とその付属助郷村について個別の検討を試みてきたので、今回はその西方に連なる遠州路の宿場と助郷について新たな視点から問題提起を試みようと。ここに新たな視点というのは、宿場町や助郷村をその基盤の一般村落との関係で把握しようとの試みを意味する。

遠州路には東海道五三次のうち金谷・日坂・掛川・袋井・見付・浜松・舞坂・新居・白須賀の九つの宿場町が存在するが、そのうち見付宿と新居宿の二つの事例を挙げて論旨を進めたい。この二宿を中心とするが、論旨を進める上、駿河路はじめ美濃路などの宿駅も必要に応じて例示する。とくにこの二つの宿場町を事例として採りあげた理由

は助郷関係の上からであつて、見付宿の助郷高（二万一四八四石—文政二年—一八一九）が遠州路の宿駅中最高（東海道五三次中の第三位）であるのに対し、新居宿の助郷高（五七〇五石）は最低（東海道五三次中の第五一位）、この両極端の宿場町とその付属助郷村を比較検討すれば、遠州路にある他の宿駅はその中間の様相を呈するものと判断したからである。

二 宿駅とその基盤村落との関係

(一) 宿駅起立の類型化

近世宿駅の起立は時代的にみれば慶長六年（一六〇一）とされ、後に追加されたものもある。またその起立を地域的にみれば、街道上の特定集落に人馬継立の御用を命じたことによるものである。宿駅起立の際の基盤について注目すると、一村一宿の場合、数町村で一宿を構成するもの、あるいは既存の城下町では市街地の中の伝馬町など都市の一部が継立業務を負担するものなどがある。

「民間省要」によると「宿々と云うもの、昔より一駅一村にして諸事一樣にしまる事はすくなし。元来二三四五か村を集めて一駅にして、町の名を替えて、別に成る有り」とあつて、宿駅と基盤村落との間に微妙な関係のあることを言及している。そこで宿駅起立の類型を若干挙げてみることにする。

京から伏見・淀・枚方・守口を経て大坂に出る京街道も東海道の一部と見る場合もある。この街道沿いの守口宿は、守口村（元禄年間に守口町となる）に宿駅が置かれたもので一村一宿型である。元禄七年（一六九四）の「諸役免許証文」に「守口村、伝馬並に継飛脚、日夜無油断、公儀相勤め申すに付き、諸役を被成御免候。猶以て庄屋・百

姓中油断在すまじく候」と、守口村庄屋・百姓宛に出されている⁽¹⁾。また「駅通志稿考証」には「慶長六年（一六〇一）正月、品川郷ヲ以テ駅伝ニ列シ、駅馬三六疋ヲ置カシメ、五千坪ノ地子ヲ免ズ」と記載され、品川宿は品川郷に置かれた一郷一宿であることが明らかである。

東海道と中山道を結ぶ脇往還の美濃路にある稲葉宿は二村一宿型で、稲葉村・小沢村（現在では両村が合併して稲沢町となる）共同で宿駅を勤め、伝馬四五疋、小沢村に本陣・問屋各一軒、稲葉村に脇本陣・問屋各一軒ずつがあった。

さきの「民間省要」の「二三四五か村を集めて一駅にして」という多村一宿型の適例は京街道の枚方宿で、岡新町村外五か村（殿山・山田・樟葉・川越・蹉跎）が集って一宿となっている。後述する東海道藤枝宿もこの類型である。

(一) 宿駅廃止後の村落との関係

宿駅の起立を基盤村落との関係において眺めると、上述したように、一村一宿型・二村一宿型・多村一宿型というように類型化することができるが、この関係は単に宿駅起立時の問題だけにとどまらず、宿駅廃止の明治初期まで継続する。その好例として藤枝宿名の一時的消滅を挙げて旧村への還元の様相をみることにする。

明治一二年（一八七九）、大小区制を廃止し、郡区町村編成法が実施されるようになると、静岡県志太郡は二宿四町一三七か村、益津郡は三町三四か村になった（後の志太郡はこの両郡の合したもの）。この両郡における宿町村の区画は旧幕藩時代からの町村である。ここで注目すべきは、志太郡の宿町村が二宿四町一三七か村で、その二宿とは岡部宿・島田宿の二つであって、当然宿と考えられるはずの藤枝宿が含まれていないことである。旧藤枝宿の地域で

は、市部町・五十海町・若王子町・鬼岩寺町の名称が認められて、藤枝の地名はこれらの中に解消してしまった。この理由は第一に宿の起立に溯って考えなければならぬ。江戸時代の藤枝宿は河原町・木町・上伝馬町・鍛冶町・吹屋町・長楽寺町・白子町・下伝馬町・左車町という町名によって構成されていたが、これらの町々は鬼岩寺村・益津上村・若王子村・長楽寺村・郡村・市部村・五十海村・水守村の八か村の地内に属していた。したがって宿駅として固有の土地は持たなかった。だから戸長制になると、町名のある所は藤枝宿の戸長が取扱い、町名で呼ばれない地域は入会った本村で取扱うということになった。これはしばしば宿町村間の微妙な対立を生ずる原因ともなった。この結果、藤枝宿および関係村は静岡県に対して願書を提出し解決を依頼した。このようにして宿域の土地はいずれも旧親村に帰属させられた。これは明治一四年（一八八一）のことである。それから八年経った明治二二年（一八八九）町村制が施行され、若王子・五十海・市部・鬼岩寺・益津上など七か村の区域が合して藤枝町となり、藤枝宿名が復活したのである。

三 宿場町の移動が村落に与える影響

江戸から京への東海道は太平洋沿岸を縫って走る場合が多いので、海岸沿いに立地する宿場町では津波の被害を蒙って山寄りの地に移動するケースがみられる。蒲原宿・白須賀宿はその適例であるが、ここでは吉原宿の移動に伴ない村落に与える影響をみることにする。

慶長六年、徳川家康の伝馬朱印状の与えられた当時の吉原宿の位置は駿河湾岸に近い鈴川村の砂丘際であった。旧元吉原村の地である。寛永一九年（一六四二）か、もしくは元和二年（一六一六）のいずれかの年に中吉原へ所替え

した。それは大風高潮といった自然災害が起つたためといわれ、あるいは元吉原付近は冬の季節風によって砂丘の砂が移動し、家屋の多い場所をせばめて生活することもできないので移動したともいう。この中吉原の宿の敷地の一部として鈴川村の五一石余がそれに当てられた。この中吉原にできた宿場も、天和二年（一六八二）には再び移動して現在の吉原に所替え、その宿場は瓜島や伝法・依田原などの地籍にその敷地をとって移ってきた。それはこの中吉原の地も自然災害に対して安全な場所ではなかったから、宿場の機能を十分にはたせなかったので再度の所替えとなつたのである。

元吉原から中吉原への移転で、その影響を直接うけたのは、今泉村である。今泉村では元吉原宿が中吉原宿に移転したとき、その村高二〇石四斗余を吉原新屋敷（中吉原）のために引抜かれたのである。これは元吉原宿が流失したため、その宿が伝法村と依田原村の地先に移動したため、その替地として依田原村へ二〇石余を分地したというのである。また直接吉原宿の敷地に関する土地の提供ばかりでなく、今泉村には次のようなことも発生している。すなわち、寛永二〇年（一六四三）には今泉村の村高のうち八一五石余をさき、それに依田橋付近に住む人々をつけて分村・依田橋村を創出した。これは直接的には宿場の移転と関係ないのであるが、交通量の増加に対応して御伝馬役を勤めさせるものであって、このような措置が必要であった。この依田橋村はやがて吉原宿の加宿六か村の一つとなり、本宿の常備人馬の一部分を分担することとなるのである。

このように見てくると、宿場の移動は、ただ宿場それ自体が移るといったことばかりでなく、周辺の村落に対してさまざまな影響を与えていたものであることは明らかである。このような仕方ですらに天和二年の中吉原から現吉原への宿場の移転に当たっては、依田原村から高一四石六斗六升四合を、瓜島村からも高一石九斗九合七勺が、さらに

伝法村からは七二石二斗二升などと、合計九五石八斗八升一合が、新吉原宿の敷地にさかれたのであり、そこに現吉原宿が形成されたのである(2)。

四 加宿の村々

宿場町が近接の村落に及ぼす影響に加宿の発生を挙げることができる。宿駅は本来、義務として人馬継立を行なうことを標識とする集落であり、宿駅を構成し継立の義務をもつものが宿役人であり、宿役人中最も重要な地位を占めるものが問屋である。問屋は宿を統轄し、宿・助郷の人馬を束ね、継立事務を処理する最高責任者であった。しかしその宿駅の力が弱い場合は近接の村落が加宿となって、この人馬継立の義務を分担し、しかも厳密な意味の宿駅ではなかったのであるから、問屋の有無こそ宿駅と然らざる集落とを分つ基本的な標識である。

東海道駿河路中部の宿駅の大部分は加宿を付属させているのが地域的特色で、吉原宿から府中宿に至る六宿のうち加宿をもつ宿場町は吉原・由比・興津・江尻で、加宿の存在しないのは蒲原と府中だけである。なお、蒲原宿は正徳年中(一七一―一五)までは地方三か村があつて宿立の五分の一を負担し、加宿同様の役割をしていた。故に加宿を全く欠くのは城下宿場町の府中宿だけということになる。このように大部分の宿場町が加宿をもっているが、その加宿のもちかたは各宿によって異なり、江尻宿の場合、加宿の前身として先ず宿付が発生し、つづいて加宿が増設されている。すなわち、江戸幕府は天和元年(一六八一)辻村・元追分・上野原などの六か村に江尻宿の伝馬役の一部を勤めさせた。これを宿付六か村という。それぞれの村に伝馬役高を定め、合計高は当初一五二七石四斗四合で、伝馬四〇疋を提供していた。三八石につき一疋の割合で負担していた。四〇疋の伝馬は江尻宿の常備伝馬一〇〇疋に対

しその五分の二に当たると。正徳五年（一七一五）になると、さきに定められた宿付六か村に加えて、新たに宿同様にこの宿の伝馬役を勤める村々が指定された。高橋・吉川・北矢部・上下清水などの七か村で、加宿と呼ばれた。総高は一八八〇石余、江尻宿の伝馬役一〇〇人一〇〇疋のうち三五五人三五疋の人馬を以て一か月に一〇日宛、年中三分の一だけ勤めた。

そこで、当初定められた宿付・加宿の伝馬役の分担が、その後、変わっていったか否か、また変わった点があればどのような変わり方であったかについて検討してみよう。正徳四年（一七一四）の調査³⁾によると、江尻宿の役馬一〇〇疋のうち、宿方二五疋、宿付六か村四〇疋、加宿七か村三五疋とあって、本宿よりも宿付の負担がはるかに多い。また歩行役一〇〇人のうち、入江町一七人余、伝馬町二二人余、宿付二五人、加宿三五人とあって、本宿の勤め方四〇人に対して宿付・加宿の村々が六〇人を負担している。なお、宿付六か村の合高は一五二七石余であり、高三八石につき役馬一疋の割合で、四〇疋を勤めた。これは天和元年の定めと同じであるから、この三四年間に変化はなかったといえよう。嘉永二年（一八四九）に至っても本宿・宿付・加宿間の人馬勤め割合にはほとんど変わりはなかったようである。このことは「宿賄仕法願」⁴⁾に記載された次の如き内容から理解することができる。すなわち、「江尻宿伝馬定人馬一〇〇人一〇〇疋のうち、宿付より宿馬四〇疋持立、加宿より人足三五人、馬三五疋持立、一か月中一〇日宛、年中三分の一勤む」とある。

このように宿付・加宿の負担数量にはほとんど変化はなかったが、勤め方の上ではいぢるしい変化がみられる。すなわち、宿付・加宿の村々は、当初は実際に人馬を宿へ提供していたが、やがて次第に実人馬の代わりに米や金銭を宿へ納めるようになった。加宿の村々では享保五年（一七二〇）に宿と交渉して、米二〇〇石を宿へ納める代わり

に三五人三五疋の人馬を宿に請負わせた。宿付六か村では役高三八石につき伝馬一疋を負担し、その代金を二両二分と定め、合計一〇〇両を宿へ納めていた。このように江尻宿では宿付・加宿から米や金銭を納入させて宿運営の費用に振り向けていた。それは宿付・加宿が公用荷物の運送に耐えられる馬や荷物を担うことのできる壮健な者を人足として出すことの困難さ、農業のかたわら宿へ出す手間や時間の無駄があり、一方、宿では馬を飼い駄賃稼ぎをする馬方や、人足となつて働く者があり、彼らが宿に賦課された伝馬役を請負っていたからである。

このように負担の仕方に変化があるものの、宿付・加宿は本来宿の伝馬役の一部を負担するものであるため、宿近辺に在ることが人馬継立の上から好都合なわけで、江尻宿の場合、早く設置された宿付は直線距離にして大体一キロメートル半径の円内に分布し、遅れて増設された加宿は、その宿付圏を包むように半径二キロメートルの円内に分布する。これら加宿の村々のうち北矢部村だけは村高三六九石四斗二升四合中一〇八石余が加宿高で、残り高の二六一石余は定助郷勤高となつていて、ここでは加宿圏と助郷圏とが重なり合っている。

以上は加宿の多く存在する駿河路の宿場町について、江尻宿を例にとつて加宿とのかかり合いを述べたが、この街道の西隣の遠州路では九宿中加宿をもつのは新居宿だけで、しかも橋本村という一小村を付属させているにすぎない。その加宿の力もまた甚だ弱い。新居宿の常備人馬一〇〇人・一〇〇疋のうち、人足三六人、馬三六疋は加宿の橋本村で引請けて継立しているが、この人馬数の繰出しは橋本村に隣接する大倉戸・松山新田・松本新田などで、橋本村負担の三六人・三六疋のうち一部を分担させられていた。

とにかく、遠州路は加宿をもたない宿場町の多いことが一つの地域的特性といえよう。

五 助郷の拡大

(一) 宿駅と助郷

近世の宿場町は景観的にみると、本陣・脇本陣・旅籠屋・茶屋などが密集して特異な宿場の色彩的濃厚な集落であるように理解され易いが、機能的に考えるならば、この宿泊機能はむしろ付属的なもので、本質的には人馬継立に任じた集落、あるいは端的に人馬継立を任務とする問屋の存在した所、すなわち宿駅であるときみなければならぬ。

人馬継立の機能は交通量の増加に伴って拡大してくる。徳川家康が東海道に伝馬を定めたのは関ヶ原合戦直後の慶長六年で、その際の各宿常備伝馬数は三六疋であったが、豊臣氏滅亡後の元和二年には七五疋に、参覲交代制が確立して後、寛永一五年（一六三八）には、さらに一〇〇疋に、それぞれ増加している。

このように増加する交通量に対処するためには宿駅の常備人馬だけでは賄いきれず、周辺の村落から人馬の補助を仰がねばならなかったのである。それが助郷村であるから、宿場町と助郷村とは密接不離の關係をもっているものである。

(二) 初期助郷——定助郷と大助郷

助郷が必要になったのは、前述の如く交通需要の増加にもとづくもので、江戸時代のはじめは交通需要も少なく、宿駅の常備人馬だけで、これを充たし得たのであるが、参覲交代が始まる頃から街道筋の交通量はいちじるしく増加し、継立量は宿駅の負担能力を超えて増加し、宿駅だけでは継立の需要を充たし得ないようになると、それを補う人馬を提供する義務を負う助郷村が発生する。これを年代的にみるならば、東海道における近世宿駅の起立は慶長

六年、助郷制度が確立したのは元禄七年のことで、この間の開きは九三年である。もちろん、助郷そのものは制度化以前から存在していた。

江戸時代の助郷の発達を一瞥すると、最初は大需要に際し臨時に出役させたのが、明暦頃（一六五五～五七）に後まで行なわれた助郷の仕組がほぼできあがり、寛文頃（一六六一～七三）にはよほど普遍化した。そして元禄七年の改正で助郷制度は確立したとみてよい。また、助郷のはじまった最初の頃は同一封境に限っていたのを、貞享頃（一六八四～八七）になって、領主の如何を問わず、宿駅近傍の村々で指示することに改めた。助郷が同一封境に限定されたのは、寛文五年（一六六五）の東海道石部宿の歎願書にいうように、宿駅の常備人馬で継立に不足する際は、領主に請うて領内村落から補充人馬を徵発することを許されたのに基づくという。なお、助郷改正は元禄七年と上述したが、実際には助郷改正の下令されたのは元禄二年（一六八九）であった。しかし、はかばかしく実行されず、同七年に再度下令、貫徹されたのであって、この時はじめて助郷が付属するようになった宿駅も少なくない。

この初期助郷には定助郷・大助郷の区別があった。すなわち、交通量が増大したうえに、宿駅から負担の転嫁があって、助郷課役が増大した結果、助郷村数が増加すると同時に負担する助郷課役を異にするものが生じた。それが定助郷と大助郷とである。定助郷は宿駅のすぐ近くの村落が選ばれ、常時、宿駅補助の人馬を出し、大助郷はその定助郷圏の外側にひろがる村々が指定され、臨時に人馬を出すものといわれ、あるいは定助郷が先ずこれを出し、なお足らない場合に大助郷が出すともいわれるが、いづれにしても、定助郷の方が負担が大きかった。享保六年（一七二一）の道中奉行への上申書によれば、定助郷の課役は一〇〇石につき馬三～四疋、人足五～六人とどめ、それ以上に入用の節は大助郷に課するという。

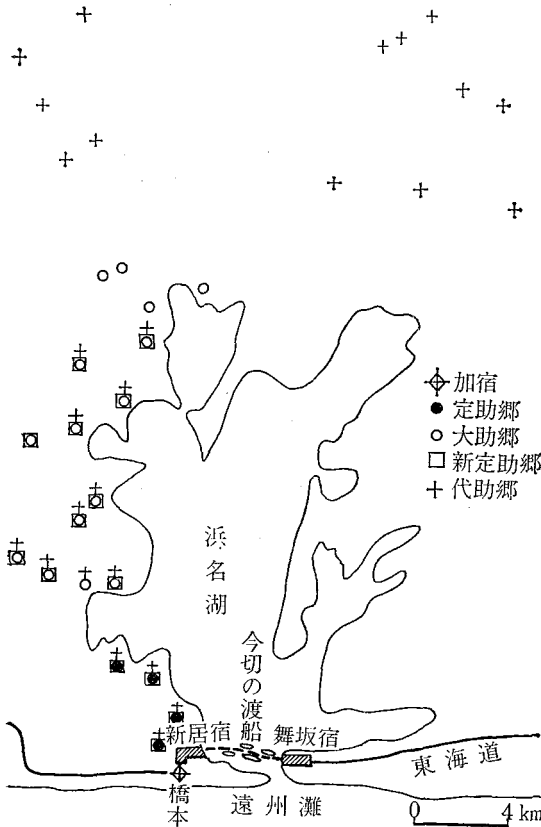


図1 新居宿の助郷分布

初期助郷の例を新居宿にとると、元禄七年に宿場付近にある中之郷・内山・鷺津・古見の四か村が定助郷となり、また大助郷に指定された村々は、新所・新所西方・神座・梅田・太田・大和波・利木・横山・上尾奈・下尾奈・南脇・梶代・日比沢・釣・宇志・入出の一六か村であつて、いずれの村々も浜名湖西岸に分布し、新居宿から四キロメートル地点までが定助郷圏、その外方一二キロメートルまでが大助郷圏で、極端な偏心性を示している(図1)。それは新居宿が浜名湖南端遠州灘に接する所に位置し、その助郷圏は、東と南が湖海、西が天伯原洪積台地で村がなく、

北方、浜名湖西岸の狭い低地向かって伸びざるを得なかつたからである。

新居宿は助郷高が小さいのでこのような少数の村から助郷が構成されているが、助郷高の極めて多い見付宿の場合はどのようになっているであろうか。ここに享保三年(一七一八)の資料⁵⁾があるので、これによって見付宿の定助郷・大助郷を吟味してみよう。

表 1 新居宿の定助郷
(寛保3年=1743)

村名	助郷高
山郷	431石
津所	1,064
見座	626
田田	1,095
波木	449
山奈	150
奈出	54
知	383
尾尾	482
上下	111
入	34
	133
	359
	336

〔寛保3亥年閏4月「東海道
新居宿助郷帳」による〕

助郷村合わせて五六か村の多数にのぼり、高合わせて一万六四七〇石五斗、定助郷・大助郷の高を合わせると二万四八〇石六斗四升八合となり、遠州路宿駅中最高の助郷高である。その助郷圏は南方遠州灘海岸に達し、北方は磐田原台地谷間の農村部に拡がり、西は天竜川によって限られ、東は袋井平野の一部に喰い込み、天竜川左岸一帯において広大な地域を独占している。

これまでみてきたように、初期助郷には定助郷・大助郷の別があったと一般にいわれているのが、枚方宿には大助郷だけであって、定助郷はなかった(6)。注目すべきは、享保六年、道中奉行寛播磨守が述べたという「東海道岡崎駅以西、大坂ニ至ル諸駅、及び中山・日光両道へ、大助郷アリテ定助郷ナシ。故ニ定助郷ニ課スベキ人馬モ、之ヲ大助郷ニ課スルヲ例トス」(7)。けれども守口宿は定助郷七か村のみで、大助郷はない。とにかく、宿駅と初期助郷との結びつきは地域によって差異のあることが判る。しかし、初期助郷には定助郷・大助郷が揃っている所が多く、これが一般形式であるとみてよい。さればこそ助郷の負担が増大する結果、定助郷・大助郷両者の負担の量的差異は減

見付宿の定助郷は遠江国豊田郡のうち上下方能・天竜・一言・加茂・海老塚および山名郡のうち二ノ宮・東西貝塚・長江・大和田・鍬影の一ニか村、高合わせて五〇一〇石一斗四升八合であり、大助郷は豊田郡のうち篠原島・弥藤太島・下本郷・長須賀など三五か村および山名郡のうち上大原・大立野・西ノ島・彦島・三ヶ野・南田など二一か村、両郡の大

少する傾向になり、そこで幕府は享保一〇年（一七二五）この兩者を合して打込助郷にした。これが次に述べる新定助郷である。

(三) 新定助郷

享保一〇年の駅制度改定は助郷制度を単純化すると共に助郷の負担の軽減を図るものであった。すなわち、無賃人馬は宿駅の負担とし、助郷に出役せしめ得ないこと、ほかの人馬については宿駅人馬で不足する場合は助郷で出すことなどの定めができた。この定めが正確に実施できたら助郷の負担はかなり軽減されて、宿・助郷間の紛争など生じなかつたであろうが、事實は、交通需要が増大し、一時に輻湊したり、また問屋場の扱う通行には先触を要するとのきまりがしばしば守られず、さらに、宿駅の能力は有限であるため、交通量の増加分は助郷のみの負担になるばかりでなく、宿駅は匪人馬などを口実として自己の負担を助郷に転嫁し、宿よりも助郷の方が継立義務の主たる負担者という状態になった。

そこで、まず、この新定助郷の成立状況について新居・見付両宿を挙げてみよう。

まず新居宿についてみると、前述したように、ここには初期助郷として定助郷四か村、大助郷一六か村、計二〇か村が助郷として存在していたが、享保一〇年の助郷制度改正の際、この二〇か村の嘆願で新定助郷は一三か村となった。しかしそれから一八年後の寛保三年（一七四三）には一四か村となり、その助郷総高は五七〇五石で、東海道五三次の宿駅中最低に近い助郷高である。寛保三年の新居助郷帳によつてその一四か村の村名と各村の助郷高をみると、表1の如くで、一〇〇〇石以上の助郷勤高を有する村はわずか二か村のみ、また一〇石以下のものもやはり二か村だけで、大多数の村は三〇〇〜四〇〇石で、小粒の村が多い。初期助郷の二〇か村から新定助郷の一三〜一四か

表 2 見付宿の新定助郷 (享保10年=1725)

村名	村高	助郷高	村名	村高	助郷高	村名	村高	助郷高
豊田郡下万能	196,000	192	石 石	434,739	434	歟 影	281,619	281
上 万 能	178,189	179	保 六 島	279,986	279	上大原	1,085,046	1,085
一 言	787,592	779	宮 之 一 色	291,872	291	東 脇	114,456	114
加 茂	997,581	997	氣 賀	179,441	179	大立野	249,882	249
天 竜	209,505	209	中 田	219,400	219	西野島	501,144	463
海 塚	279,361	279	向 笠 西	232,040	229	陣 原	215,030	215
篠 原 島	72,602	72	向 笠 竹之内	710,979	710	五十子	430,000	430
刑 部 島	121,858	121	向 笠 中	130,964	130	彦 島	362,027	352
新 居	163,693	163	向 笠 新屋	377,627	153	新 貝	899,170	789
長 須 賀	123,628	123	向 笠 上	263,448	107	三ヶ野	429,872	390
弥 藤 太 島	230,784	230	前 野	747,510	304	南 島	471,005	471
森 岡	122,057	122	草 崎	711,587	266	南 田	65,120	65
赤 池	118,308	118	篠 原	175,431	160	新 出	357,219	357
千 手 堂	503,560	503	氣 賀 東	336,100	336	和 口	321,901	315
勾 坂 上	176,771	176	勾 坂 下	172,070	172	東新屋	252,860	250
下 本 郷	242,892	242	勾 坂 新	135,800	135	蛭 池	353,589	353
上 本 郷	127,500	120	勾 坂 中	706,073	637	小 島	307,778	307
森 下	190,529	190	勾 坂中之郷	123,541	123	下 太	294,056	294
下 岡 田	251,162	250	山名郡二之宮	427,122	388	上大之郷	336,419	336
上 岡 田	379,338	379	長 江	403,063	569	下大之郷	314,925	288
気 子 島	430,100	426	東 貝 塚	363,951	332	岩 井	382,771	295
七 藏 新 田	121,853	103	西 貝 塚	953,828	779	下大原	494,789	494
中 之 戸	361,710	361	大 和 田	227,669	225	68か村	23,710,692	21,484

〔「東海道見付宿助郷帳」(注10所収) によって作成〕

村となるにつけ、どのような村が脱落したかをみると、これまで初期助郷圏末端近くに存在していた宇志・鶴代・釣・日比沢など七か村が除かれている。これによって新居宿の新定助郷圏は初期助郷圏よりもやや縮小したことになる。なお天保一年(一八四〇)には梅田村がはずされ、新所西方・新所東方の二村が加わり、このまま明治維新に至った。

見付宿では初期助郷の定助郷一二か村と大助郷五六か村とが、享保一〇年には

そのまま打込助郷となつたので、新定助郷は六八か村、助郷総高二万一四八四石という五三次中第三位の助郷高をもつものとなつた。各村の村高および助郷高は表2の如くであつて、大部分は全高勤であるが、中には半高勤の村もある。

(四) 後期助郷——代助郷・宿付助郷および当分助郷

江戸時代も後期になると、経済生活の向上などによって、交通需要はいちじるしく増大し、幕末の將軍上洛や長州征伐などは、これに一層の拍車を加えた。他面、租税負担の加重で助郷村は疲弊した。そこで課税をなるべく免れようとし、その結果、各宿駅では一般に従来の定助郷のほかに、各種の助郷が指定・付属され、同時に、助郷村の地域的範囲が拡大し、それに伴つて、出勤困難・勤依頼・雇入による金銭支出の増加、宿駅との紛争などが顕著になつた。これを具体的に述べると、まずみられたのは代助郷である。本来、代助郷は定助郷が疲弊などで、その業務の全部または一部を免ぜられた場合、これに代わつて出役する助郷をいうのであるが、しかし、袋井宿・見付宿や新居宿のそれは、定助郷に代わるものではなく、その負担を軽減するか、あるいは負担の増加を防ぐため、課役を分担したのであるから、一種の増助郷である。このように定助郷を補助する任務のものであつただけに、期限・出役の義務の限定、村高に比較して勤高が一層少なく定められたことなどにより、定助郷に比較して負担の少ないものであつた。

袋井宿では享和三年(一八〇三)三四か村の定助郷のうち木原・松袋・下久能・上末本など一〇か村が一五年間、各村の助郷高の三分通りを以て休役、その代助郷として下山梨・中山梨・長溝・米丸など八か村が当てられ、またその翌年の文化元年(一八〇四)、川井・西田・北川原・村松など一三か村が困窮のため一〇年間、三分または五分通りを以て休役し、その補いとして明ヶ島・深見・馬ヶ谷・三沢など二〇か村が代助郷となつた(9)。

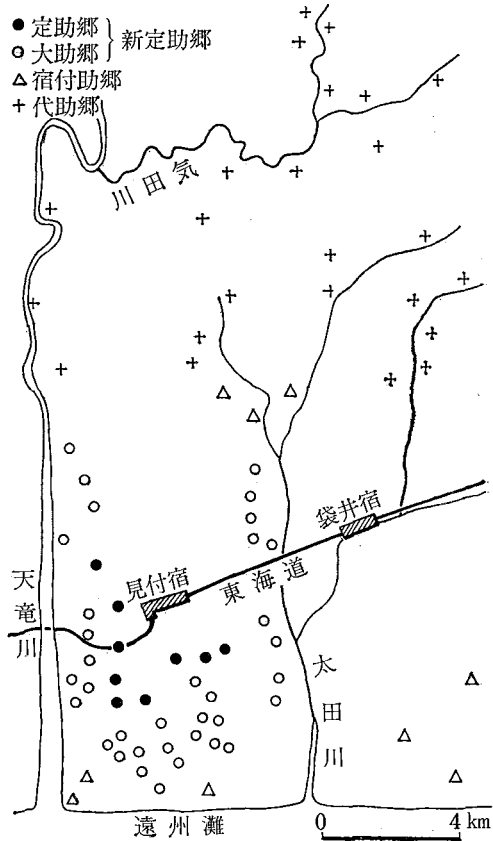


図2 見付宿の助郷分布

新居宿では天保四年（一八三三）三、定助郷村が二〇年間、助郷高の五分通りを以て休役となり、その補いとして代助郷ができた。内山・中之郷・鷲津・古見などの三四か村であって、その代助郷圏は浜名湖北方の山間の村々（滝沢・川名・渋川など）まで含み、姫街道筋の宿駅の助郷圏と競合する。

見付宿でも文久二年（一八六二）、七蔵新田・千手堂・刑部島・草崎などの三三か村の定助郷が五分通りを以て休役となり、代助郷として大谷・相津・横川・阿蔵などの三九か村が勤めることとなった。しかし、その助郷率は村々によって異なるが、大体村高の五分の一勤めである。

ここに最も注目すべきは天保一三年（一八四二）、見付宿に宿付助郷が設けられていたことである¹⁰。山名郡一色・弥大井・福田など五か村、城東郡岡崎・東同笠・宮代など四か村、豊田郡米倉・敷地・江口など七か村、計一六か村で、総石高八四一一石九斗二升五合、総助郷勤高三〇〇〇石、表3にみる如く、大体三分通りの勤高である。この

表 3 見付宿の宿付助郷 (天保13年=1842)

郡	村名	村高	助郷高	領主
豊田	川袋	石 443,924	石 170	中泉代官所
	江口	131,949	35	"
	米倉	366,902	135	皆川森之助
	萱間	623,068	300	"
	山田	597,498	300	北条新蔵・秋元右近・皆川森之助
	敷地	732,070	300	高木市太郎・秋元右近
	下川会	285,451	100	鍋島内匠
山名	福田	742,708	300	西尾隠岐守 (横須賀藩)
	松原	1,229,800	360	"
	梅田	624,955	170	"
	一色	230,000	100	菅谷兵庫
	弥大井	224,217	75	米津小太夫
城東	岡崎	1,040,318	300	西尾隠岐守 (横須賀藩)
	東同	447,340	120	"
	谷川	441,735	160	内藤丹波守 (三州拳母藩)
	宮代	250,000	75	花房志摩守
3郡	16か村	8,411,935	3,000	幕府直轄地・2藩領・8旗本知行所

〔天保13年「助郷勤高並地頭姓名書上帳」および「問屋御用留」によって作成〕

宿付助郷圏は定助郷圏を包むような形でその外方に立地する(図2)。宿付助郷に指定された村々の領主をみると、中泉代官所の支配する幕府直轄地や横須賀藩領、遠く三州拳母藩の飛地があり、また多くの旗本知行所があり、これら天領・私領が入り混って助郷圏を構成している。

幕末に至り、將軍上洛・長州征伐など御用繁多となり、継立のための人足や経費の増大をみるや、当分助郷が広汎に設定された。これらの村々が將軍の上洛など大継立のみ人足や経費を出す一種の加助郷であった。この当分助郷の一例として見付宿の場合をみよう。

慶応元年三月「近年御用旅行諸通行とも人馬多く入用」の故を以て次の三か村に対し、当分の間、見付宿助郷として半高勤

が課せられた。すなわち、豊田郡川袋・江口・米倉など六か村、山名郡福田・松原・弥大井など五か村、城東郡岡崎・向笠・目木など五か村、周智郡谷川・宮代・萱間など五か村、榛原郡上長尾・下長尾・藤川など六か村、三州渥美郡束ヶ谷・吉胡・伊川浦・中山の四か村で、東は遠州東端の大井川付近まで、西は飛地となって三河国渥美半島まで及んでいることは注目すべきことである。また、その勤め方にも段階があり、「村々半高勤之内五分は見付宿立人馬之内余荷相勤、五分は定助郷村に平等之割合可勤事」とある。このことは前述した宿付助郷を含むことを意味するものと思われる。

さらに同年五月になると、「今般御進発（將軍上落）に付き御用物継立をはじめ御供の銘々多人数通行多く入り候間御用日割中之継立に限り次の村々東海道見付宿に当分助郷申付」の触れが出ている。すなわち、豊田郡大河内・駒場・老間・敷地など三六か村、山名郡庄内新田・南田・太郎馬新田など五か村、周智郡市場・相月・竹家・石切など九か村、城東郡永野の二か村、榛原郡山崎・鬼女新田の二か村、長上郡霞岡・新貝・東大塚・西大塚の四か村、計五七か村の当分助郷である。同じく慶応元年の將軍進発の場合でも新居宿の当分助郷(註)は他宿と趣きを異にし、新居・白須賀・二川の三宿組合人足七一一三人が新居宿の当分助郷役を勤めた。すなわち遠州敷知郡四か村、三州渥美郡一八か村、同州設楽郡九か村、同州八名郡一五か村、同州宝飯郡四か村であって、新居宿の所在する遠江地域よりも三河地域にその助郷圏は広がっている。

六 宿・助郷関係の逆転とその一体化

(一) 宿・助郷関係の逆転

表 4 東海道駿河路宿駅人馬継立の推移

年 代	宿 駅	人 足		馬	
		宿 働	助 郷 働	宿 働	助 郷 働
元禄12(1699)	沼津	14,036人	> 5,923人	41,828疋	> 14,438疋
宝暦10(1760)	吉原	24,816	< 29,414	24,629	> 4,412
文政3(1820)	江尻	24,554	< 47,793	20,780	> 3,948
" 8(1825)	島田	23,379	> 14,416	23,484	> 1,589
" 9(1826)	"	22,325	> 19,386	21,567	> 1,513
" 10(1827)	"	23,317	> 22,145	22,050	> 1,851
" 11(1828)	"	20,275	< 23,183	20,947	> 2,057
天保7(1836)	藤枝	19,615	< 38,258	18,699	> 6,559
嘉永2(1849)	三島	25,361	< 35,627	21,535	> 4,296
・ 6(1853)	蒲原	22,532	< 51,013	23,523	> 7,301

江戸時代の人馬継立制度で最もむずかしいのは助郷問題であった。けだし、宿駅の出役義務には一定の限度があり、これに対し、助郷は宿駅の義務限度を超えた必要人馬は、いかに多量にのぼるとも、これを提供する義務を負い、その上、宿駅が本来自己のものである義務も、しばしば助郷に転嫁し困難不利の出役をこれに回わした。その結果、継立義務は宿駅よりもむしろ助郷を主要な負担者とする観があり、幕末近くになると年間継立が宿駅よりも助郷の方が多いという宿・助郷関係の逆転現象が出現した。一例として東海道駿河路の宿駅についてその状況を示すと表4の如くである。これは馬よりも人足において顕著にみられる。また天保五年(一八三四)の「宿継御用金銀御継立、宿助郷手当割合書付」⁽¹⁹⁾をみると、品川宿から池鯉鮒宿までは東海道によっているが、それから西は鈴鹿峠越えをせず、美濃路を経て大垣宿に出で、中山道を経由し大津宿に至るまでの五一宿に対して継立の手当が交付されているが、そのうち箱根・由比の両宿だけは助郷をもたないため、宿方だけに手当がついており、他の四九宿は宿方・助郷方ともに手当がついているが、ことごとく宿方よりも助郷方の手当の方が多い。助郷の継立量が宿方よりも優っていたからであ

る。このように幕末期はすべて宿助郷関係が逆転している。このような状態は継立制度そのものの存続を脅かす危険さえ孕んでいる。したがって、明治政府の駅制改革の重点が助郷制度の改革に置かれたのは当然であった。

(二) 宿・助郷の一体化

慶応四年（一八六八）は徳川幕府崩解、王政復古の年であって、助郷制度の全面的改正が行なわれた。江戸時代のほとんど全期間を通じて継立義務を果たしてきた宿駅は、幕府の崩解、明治政府の成立と共に、その終焉を告げ、従来の宿駅がその地位を失い、これに代わる新駅は、旧宿を含む助郷あるいは付属の村々が集まって構成する団体となった。この変革はいかなる内容のものであったか、また宿場町および助郷村に、いかに影響を及ぼしたか。以下述べてみよう。

この改革において最も重要なのは、宿・助郷の地位・負担がほとんど等しくなったことである。この駅制改革で、宿は従来有した特殊な権利義務を喪失し、宿場町は、制度および負担関係では、一般に拡大された助郷村の一つと考えてよく、駅通志考証には「駅家モ亦、其ノ高ニ応ジテ人馬ヲ出シ、敢テ助郷ト異ナルコト勿ルベシ」とある。したがって、宿場町は単に問屋場の存在する集落として、その所在地たることにもとづく利益を享受するのみとなった。要するに駅は宿の単なる改称ではなくて、旧宿をはじめ多数の助郷村あるいは付属村が集まって構成するところの団体となったのである。そこで終末期助郷について考察しよう。

(三) 七万石助郷

慶応四年三月「海内一統助郷」の令が出た。「近年、駅家・助郷共ニ窮乏ヲ告ゲルヲ以テ、今其旧慣ヲ更革シ、海内一般、異同ナク、助郷課役ヲ命ズ」（駅通志考証）というのである。四月に入り、この原則が具体化され、各駅に

付属助郷が指定され、これまでの定助郷および種々の助郷名目は廃止された。この付属助郷では「自今一年間、諸村・種々ノ引高ヲ除キ、其残高ノ四分ヲ以テ、之ヲ出スベシ」とある。しかし、助郷制度始まって以来の大改革だったため、下令の趣旨・内容が了解し難かったようで、さらに五月になって、新しい助郷付属の事が明確になった。すなわち、

従来諸道助郷各村ノ分賦平等ナラザルヲ以テ、今其編成ヲ改革シ、各駅近傍ニ於テ、公私領ノ別ナク、凡ソ東海道ハ七万石、中山道ハ三万五千石、其他ノ諸道ハ大低一萬石トシ、其高ノ十分ノ四ノ比例ヲ以テ一年平等ニ之ヲ出スベシ。又、駅家・助郷ノ課役ヲ平等ニス。宜シク其人口ニ応ジテ之ヲ出シ、其不足賃銀ハ皆其石高ニ応ジテ、之ヲ補ハシメン（駅通志考証）。

俗に東海道七万石助郷と称するのは、この令に由来する。またこの下令で、助郷村は人口に依じて出役し、村高に依じて費用を分担することになった。

下令中には「各駅近傍ニ於テ」とあるが、七万石の助郷にするためには必然的に賦課の地域的範囲がいちじるしく拡大した。その結果、助郷課役は一定の村々に負わされ、遠隔地にあって賦課されるのは租税的性質を帯びるものに変化した。また、宿・助郷間および助郷村相互間の負担の均等化や助郷負担の減少は、新制度の目標ではあったが、実際には、伝馬所への距離、あるいはこれに伴なう出動の難易によって負担は均等とはいえず、遠い位置にある村では、一日の出役のために、ほかに往復に二日、計三日を要する付属村では、一里外からの出動に対する加算額一〇〇文を加えても、一貫一〇〇文の賃銭では出役ははなはだしく困難であったから、遠隔の村々では宿方へ雇入れ依頼が常であった。このようにして、出役は適格人足数により、経費負担は村高によるという原則は実行し得ず、人足も村高によって賦課し、出役の多少は経費賦課の際に清算していた。かくて課役が制度上平等化されても、実際の負担に

は大きい差があった。これらのことなどから助郷改定は必ずしも円滑には行なわれなかった。

明治二年（一八六九）四月に出た令に「先ニ残高十分ノ四ノ人馬賦課ヲ命ズト雖モ、更ニ之ヲ改メテ、十年平均収米ノ多寡ニ從テ、新タニ其課役ヲ定ム」とて、村高残高四分勤を改めて、一〇年平均正取米の石数とした。

この七万石助郷の二ノ三例を挙げてみよう。まず、見付宿では明治二年二月、駅通役所の名において、見付宿外三〇二か村に対し四分勤が命ぜられた。すなわち、豊田郡一七〇か村、山名郡三二か村、周智郡四か村、計二〇六か村が見付宿周辺地域であるが、遠く離れた紀州山間のいわゆる手明き村の牟婁郡内大栗須村外九六か村が見付宿付属助郷に命ぜられた。このように遠隔地の村でも村高のうちから諸引高を除き残高の四分勤となっているが、到底、人馬を以てする労役は不可能で、伝馬費用を負担する租税的なものとなった。

次に丸子宿の場合をみると⁽¹³⁾、従前の定助郷三一か村に加えるに、新付助郷として有渡郡六か村、安倍郡二五か村、益津郡六か村、志太郡一四か村、さらに遠く離れて甲州八代郡一二か村、同州山梨郡八か村が指定され、これを村高でみると駿河分約二万石、甲州分約四万六〇〇〇石、計六万六〇〇〇石であった。

第三例として新居宿の場合⁽¹⁴⁾をみると、地元の遠州敷知郡四三か村は浜名湖を挟んで湖東と湖西に分布し、西隣の三河国では八名郡一八か村、設楽郡三二か村、幡豆郡一四か村、加茂郡五三か村というようにほとんど三州全面に広がり、また遙か遠く紀州名草郡一九か村、海士郡三四か村が新居宿付属助郷となり、その勤高は、遠州で凡そ一万四〇〇〇石、三州・紀州それぞれ二万三〇〇〇石で、合わせて六万石である。

以上述べたように、助郷制度は頻繁に改正された。しかし、いかに改正しても、公平なものとはならず、円滑に行なわれもしなかった。そこで明治政府は明治三年（一八七〇）三月、付属助郷制を廃止し、「四月以降一駅人夫ノ数

ヲ定メテ百人ト為シ、若シ不足スレバ、則チ其近傍ノ諸村ニ於テ、暫時、相当ノ助郷ヲ命ジ、平等ニ之ヲ徵募スベシ。又更ニ各駅立人夫ヲ命ズルヲ以テ、暫ク其地ヲ免ジ、且、毎駅ニ米三五石ヲ給セン」(駅通志考証)とて、江戸時代の宿・助郷制に近いものに復帰した感がある。

そして遂に明治五年(一八七二)助郷制度は廃止され、その後の人馬継立は民間に委ねられ、陸運会社が取扱った。けれども、非常出兵などのため、宿駅近傍村々が助郷動をした形跡がある(15)。これは明治六年(一八七三)太政官布告第十一号によって「非常人馬遣方章程」公布にもとづくものであるが、これが完全に廃止されたのは明治一五年(一八八二)のことである。

七 おわりに

近世における都市・村落関係の上で、宿場町と助郷村との関係ほど多様性に富み、地域によってその結びつきの態様を異にするものはない。宿場町自体が設けられた場所の基盤村落との関係に真先に注目し、宿駅の移動、加宿の発生によって周辺村落との結びつきを深め、さらに助郷の拡大に伴なう宿場町とのかかわり合いの多様性について検討した。助郷はアーリーステージとレターステージとで種類が異なり、地域的には宿場町近傍から遠隔地への助郷村の拡大となり、同心円的成層助郷圏が形成され、各層圏内の助郷村と宿場町との結びつきに濃淡があり、宿場町の培養圏としての助郷村も関係度合は地域によって異なるのである。こういった宿場町と助郷圏の関係が、現代都市の勢力圏の基盤になり得たか否かを究明することは今後に残された課題である。

注

- (1) 菊田太郎『東海道守口宿守口駅』柳原書店、一九五九、一七〇二頁
- (2) 『吉原市史 上巻』富士市、一九七二、七〇五〜七二頁
- (3) 『江尻日記』文化六年（一八〇九）三月の記事
- (4) 『江尻宿賄仕法願』嘉永二年（一八四九）（『清水市史資料 近世三』一九六七）
- (5) 中村与太夫撰「本坂通御往来留書」（『細江町史資料編』）
- (6) 黒羽兵治郎『近世交通史研究』九二頁
- (7) 『駅通志稿考証』二三四頁
- (8) 「東海道新居宿助郷」寛保三年（一七四三）
- (9) 『袋井市史資料 第一巻』一九七二
- (10) 田中友次郎『東海道遠州見付宿』磐田市誌編集委員会、一九七四
- (11) 「慶応元年五月御進発に付御印状之写」江川家文書（湖西市入出・浮梅十郎所蔵）（『湖西市史資料篇二』一九八二）
- (12) 「宿継御用金録御継立、宿助郷御手当割合書付」天保五年（一八三四）（『新居町史資料篇四』一九七四）
- (13) 小沢誠一「助郷の終末」地方史静岡 第九号、一九七九
- (14) 「慶応四年新居宿助郷組替触状」豊田家文書 簡談録（湖西市史資料篇二）一九八一
- (15) 佐々木清治「江尻宿とその助郷」静岡英和短大紀要 第一六号、一九八四